

貴金属売却仕様書

1 件名

貴金属の売却

2 売却物品（下記の3種類の貴金属を一括で売却）

種類	純度	重量
金（プレート）	99.99%以上	255.12 グラム
銀（粒状）	99.99%以上	757 グラム
パラジウム（プレート）	99.95%以上	296.44 グラム

なお、売却物品には精錬会社による純度分析結果書類を添付しますが、上記の純度・重量について富田林市が保証するものではありません。

3 引渡場所 富田林市常盤町1番1号富田林市役所内の本市が指定する場所

4 引渡し方法等

（1）物品の引き渡しは、買取代金の支払い完了後とする。

（2）引渡しの日時は、発注者が買取代金の入金を確認後、落札者と発注者が協議により定めるものとする。落札者の受領書を発注者が受理したことをもって取引を終了する。

引き渡し場所からの運搬作業については買受人が行うとともに、運搬に係る費用については買受人の負担とする。物品を移送するための容器（ハードケース等）は落札者で用意すること。

5 返品・返金について

取引終了後の返品・返金については一切受け付けない。

6 契約金額の支払

買受人は、本市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載の期日までに契約金額を納付すること。

7 所有権の移転

物品の所有権は、買受人が契約金額を納付した時に、富田林市から買受人に移転するものとする。

8 注意事項

（1）本件売却に関しては、令和8年度市有財産（物品）売却【貴金属】実施要領記載事項を確認のうえ入札に参加すること。

（2）本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、富田林市と買受人が協議し決定するものとする。